

契約書（長期継続契約）（案）

岩手県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、両者対等な立場における合意に基づき、大判インクジェット複合機の賃貸借及び保守契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 この契約は、乙が大判インクジェット複合機を甲の使用に供し適切な操作方法を指導するとともに、大判インクジェット複合機が常時正常な状態で稼働しうるように保守を行うことを目的とする。

第2条 本契約の対象となる大判インクジェット複合機（以下、「機器」という。）は、次のとおりとする。

機器名 _____
設置場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

第3条 料金は、次のとおりとする。

月額 _____ 円（税抜）

第4条 本契約の期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

第5条 契約保証金は、 _____ 円とする。（契約金額の100分の5以上の額または免除）

第6条 乙は、機器を甲が常時正常な状態で使用できるように乙の負担において保守点検調整を行う。

- 2 機器が故障した場合は、甲の要請により乙は速やかに正常が状態に回復させるべく対策を講じ、又は代替品を提供しなければならない。
- 3 機器の保守、調整等に要する経費は、次の場合を除き、乙の負担とする。
 - (1) 甲の故意または取扱上の重大な過失による場合
 - (2) 甲又は乙の指定した者以外による改造修理及び分解を行った場合
 - (3) 天災地変その他これに関する災害による場合

第7条 乙は、毎月第3条により賃貸借料金を算出し、甲の定めた手続きにより請求するものとする。

2 乙は、前期の賃貸借料金に消費税相当額を加算し請求するものとする。なお、請求金額に円未満の端数が生じた場合はその端数は切り捨てるものとする。

第8条 甲は、乙から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 甲は、自己の責に帰すべき事由により、賃貸借料金を約定期間内に支払わなかつた場合は、乙に対し、約定期間満了日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

第9条 乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

第10条 消耗部品等は、乙の点検又は甲の通知に基づき、コピー品質維持のため乙が必要と認めたとき、乙はこれを取り替えるものとする。

2 インク、用紙については甲が準備するものであり、消耗部品には含まない。

第11条 機器の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務を持って使用管理しなければならない。

2 甲は、機器が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、機器の現状を変更するような行為をしてはならない。

第12条 甲は、所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知し乙の承認を得なければならぬ。この場合、機器の移動は乙が実施する。

第13条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、または他の目的に使用してはならない。

第14条 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合、この契約を解除することがある。

2 甲または乙は、原則として3か月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部または一部を解除することがある。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表するものをいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等を供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにも関わらず、乙がこれに従わなかつたとき。

(7) その他この契約に違反した場合。

4 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第15条 乙は、この契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第16条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して各自1通を保有する。

令和8年2月 ___ 日

甲 岩手県

契約担当者

沿岸広域振興局長 小國 大作 印

乙

印